

計画相談支援事業が始まることでサービス事業者が気を付けること

1. 障がい福祉サービス及び地域相談支援の支給決定には、サービス等利用計画案が必要になります。

- ・平成27年4月から障がい福祉サービスと地域相談支援の申請をするすべての人にサービス等利用計画案が求められています。障がい福祉サービス等の更新時や新規申請時に順次行われるため、受給者証が切り替わるときに、計画相談支援も支給決定されることとなります。
- ・サービス等利用計画案の作成には特定相談支援事業所が利用者と契約し、アセスメント、計画案への利用者への説明・同意等、時間を要しますので、支給申請から決定まで時間を要します。
- ・平成28年3月までは、利用者の自宅ではなく通所先で特定相談支援事業所が利用者のアセスメントをすることが認められていますので、ご協力をお願いいたします。
- ・すでに障がい福祉サービス等の支給決定を受けている人には、支給期間が満了する3~4か月前に、区役所から更新申請のお知らせと合わせて、サービス等利用計画案提出依頼書が送付されます。受給者証の更新時期をご確認いただき、特定相談支援事業所へご案内いただくようお願いいたします。特に、障がい支援区分が切れる利用者には早めの手続きを促して下さい。
- ・サービス等利用計画案を円滑に作成するため、特定相談支援事業所が、本人とは別に、サービス事業者へも聞き取りを行うこともあります。可能な限り協力をお願いいたします。

2. 障がい福祉サービス等の支給決定後に、サービスの担当者会議等と定期的なモニタリングを行います。

- ・障がい福祉サービス事業者、一般相談支援事業者は、担当者会議までに利用者と契約を締結しておいてください。
- ・利用者が現在利用しているサービス事業者を特定相談支援事業所に伝えられない可能性があるときは、受給者証に記載されている特定相談支援事業所へご連絡ください。
- ・サービス事業者は、特定相談支援事業所から定期的に専門的な意見を求められるようになります。
- ・「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第12条において、障がい福祉サービス事業者は特定相談支援事業所が行う連絡調整に協力しなければならないことが規定されています。

3. 計画相談支援のモニタリング期間が「毎月ごと」の場合は、利用者負担上限額管理事業者が計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所に変更されます。

- ・利用者負担上限額管理事業者となっているサービス事業者は、利用者の支給決定の際に、計画相談支援のモニタリング期間の記載について確認を行ってください。
- ・特定相談支援事業所から、これまでの利用者負担上限額管理事業者へ変更になることの連絡が入ります。
- ・その他のサービス事業者へは、担当者会議等で変更になる連絡があります。

4. 個別支援計画は、サービス等利用計画における総合的な援助方針を踏まえ、自らが提供するサービスの内容等を具体的に検討し、作成することに留意してください。

- ・サービス等利用計画があり、それを踏まえた個別支援計画が作成され、その個別支援計画を踏まえたサービスの提供が行われます。